適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン

消　　費　　者　　庁
平成19年２月16日制定
平成19年６月７日施行
平成20年12月１日改訂
平成21年４月１日改訂
平成21年９月１日改訂
平成25年７月１日改訂
平成28年10月１日改訂
平成29年10月１日改訂
平成31年２月１日改訂
令和３年５月15日改訂
令和５年５月30日改訂
令和６年４月18日改訂
令和８年５月20日改訂

目　次

１　目的
２　適格消費者団体の認定
（１）法人格（法第13条第３項第１号関係）
（２）団体の目的及び活動実績（法第13条第３項第２号関係）
（３）体制及び業務規程（法第13条第３項第３号関係）
（４）理事及び理事会（法第13条第３項第４号関係）
（５）差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第13条第３項第５号関係）
（６）経理的基礎（法第13条第３項第６号関係）
（７）差止請求関係業務以外の業務（法第13条第３項第７号及び第29条第１項関係）
（８）業務規程の記載事項（法第13条第４項関係）
（９）暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第13条第５項第３号関係）
３　有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第２項関係、第19条第３項関係及び第20条第３項関係）
４　差止請求関係業務等
（１）他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第４項関係）
（２）消費者の被害に関する情報の取扱い（法第24条関係）
（３）秘密保持義務（法第25条関係）
（４）情報の提供（法第27条関係）

（５）財産上の利益の受領の禁止等（法第28条関係）
５　監督
（１）帳簿書類（法第30条関係）
（２）財務諸表等（法第31条第１項及び第４項関係）
（３）不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）
（４）差止請求権の承継に係る指定等（法第35条関係）
６　政党又は政治的目的のための利用（法第36条関係）
７　公表する情報（法第39条第２項関係）
８　手続のオンライン化

１　目的

このガイドラインは、消費者契約法（平成12年法律第61号。以下「法」という。）、消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号。以下「規則」という。）に基づく申請に対する審査並びに適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、適格消費者団体の業務の適正を図ることを目的とするものである。

なお、具体的案件における審査並びに監督及び不利益処分に関する判断は、法令に照らし、個々の案件ごとになされるものとする。

２　適格消費者団体の認定

適格消費者団体の認定については、法第13条第３項から第５項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする。

（１）法人格（法第13条第３項第１号関係）

申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人である必要がある。

（２）団体の目的及び活動実績（法第13条第３項第２号関係）

ア　団体の目的

申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし」ている必要があり（法第13条第３項第２号）、団体の構成員の相互扶助を主たる目的とする団体は、この要件に適合しない。

この要件に適合するためには、①定款（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人以外の団体が法第13条第３項第４号ロ後段の適用を受けようとする場合にあっては、規約等定款に類するものを含む。以下「定款等」という。）においてこれらの活動を行う旨の定め

があること、及び②申請者の活動を定款等や業務計画書などを参考に総合的に考慮し（活動の回数、従事者数又は支出額だけでなく、例えば、大量の情報の分析・検討を必要とする事業者に対する改善申入れの活動を積極的に行うことや、活動がボランティアによる無償の労務提供によって行われていることなどをも考慮する。）、量及び質の双方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められることが必要である。

上記①の定款等の定めについては、法の規定の仕方と一言一句違わず定められている必要はないが、差止請求関係業務は法第13条第３項第２号に特記している「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」として行われるべきものであり、申請者が「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動を行うこと」を目的としていることが定款等において明確に確認できるものであることが必要である。

なお、同号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」には、「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。

① 法第13条第３項第５号イに規定する消費生活相談、助言及びあっせん
② いわゆる110番活動（消費生活相談や情報の収集及び提供等を目的として電話又はインターネットその他の手段により行うもの）
③ 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供
④ 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成
⑤ 学校、地域等において行われる消費者教育への協力
⑥ 消費者被害の救済結果に関する事例集の作成及び公表
⑦ 消費者被害の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施
⑧ 事業者の不当な行為に対する改善の申入れ
⑨ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第60条に基づく主務大臣に対する申出など、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ
⑩ 消費生活に関する事項について事業者又は国若しくは地方公共団体との間で行う意見交換
⑪ 消費生活に関する意見の表明又は政策提言

イ 活動実績

(ｱ) 活動実績の評価の対象となる活動

活動実績の評価の対象となる活動は「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」を含む「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」であり、

「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」（差止請求関係業務の基礎となる団体の自主的な活動に相当）についての相当期間の継続的な活動実績が必須である。

(ｲ) 相当期間

法第13条第３項第２号に規定する「相当期間」とは、申請時において、申請者による上記(ｱ)の活動が２年以上継続してされていることを原則として要する。

ただし、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備及び専門的知識経験の確保など他の要件の充実の程度によっては、継続している期間が２年には達しない場合であっても「相当期間」と評価することを否定するものではない。また、申請者が法人格を取得する前から上記の活動をしている場合は、団体としての同一性が認められる限り、法人格取得前の活動についても評価の対象とする。また、複数の団体が合併して一つの団体となったり、新たに設立した団体の構成員となっている場合は、合併前又は構成員である個々の団体の活動をも加味して考慮することとする。

(ｳ) 適正性

法第13条第３項第２号に規定する「適正に行っている」場合とは、例えば、消費生活相談の活動において、消費者の相談に対して誠実かつ真摯に対応し、合理的な根拠に基づいた助言を行っていること、また、事業者に対する改善申入れの活動において、合理的な根拠に基づいた申入れを行っていることなど、合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褄合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。

ウ　申請書の添付書類

団体の目的に関し、定款（法第14条第２項第１号）において、事業の内容を具体的に記載するとともに、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第２項第３号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第２項第10号）において、できる限り定款に記載した事業の内容に対応して、事業内容の詳細並びに予定している回数、日時、場所、従事者数及び支出額等について具体的に記載しなければならないこととする。また、審査に当たっては、最近の事業年度における財産目録等その他の経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第２項第８号）として提出される「認定後３年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」も斟酌する。

活動実績に関し、法第14条第２項第２号にいう「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」としては、当該活動（消費生活相談やいわゆる110番活動、消費生活に関する情報の分析及び評価、消費者啓発のための教材等の開発又は作成、消費者被害の救済結果に関する事例集又は出版物の作成、研修会・講演会・シンポジウム又はセミナー、事業者

に対する改善の申入れ、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ、消費生活に関する意見の表明又は政策提言等）の概要を記載した書類とともに、当該書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者が当該書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を提出しなければならないこととする。

また、申請者は、上記の概要を記載した書類が真実であることを担保するために、裏付けとなる資料を、認定された日から６年間保存しなければならないこととする。

（３）体制及び業務規程（法第13条第３項第３号関係）

ア　体制

法第13条第３項第３号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）･･･が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害等に係る情報の収集（法第12条の３から第12条の５まで及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。）第35条第１項に規定する要請を含む。）から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数[1]だけ配置されていること（理事会及び理事、法第13条第３項第５号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門委員、職員、監事等）、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③①及び②に従った運用がされていることをいう。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数（法第13条第３項第１号の法人の社員数）についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所[2]その他の施設、ＩＴ機器その他の物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設

---

[1] 「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か等）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

[2] 認定の申請書には、差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地を記載する必要があるところ（法第14条第１項第２号）、適格消費者団体として現に差止請求関係業務についての事務を行い、事務所としての実態を伴う場所の所在地を記載する必要がある。他方で、理事会や検討部門の会議等を事務所以外の場所で行うことは許容され、このような場所を事務所として認定の申請書に記載する必要はない。

でなければならないとともに、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。

また、申請内容（差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第２項第３号）や業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていなければならない（例えば、差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である[3]。）。

イ　業務規程

次に、法第13条第３項第３号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」を認定の要件としているのは、業務規程において定める事項は、当該申請者における差止請求関係業務の遂行に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したものとする必要があること、及び上記アの体制を整備するとともに、差止請求関係業務の実施の方法等に関する規定を明文化することにより業務の公正な実施の確保を図る必要があることによるものであり、当該趣旨を踏まえ、業務規程において、「役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」（規則第６条第３号）が上記の体制の整備の実質を担保する内容で規定されているほか、差止請求関係業務の実施の方法その他の必要な事項（規則第６条各号）が漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されている必要がある（下記（８）参照）。

なお、業務規程には、差止請求関係業務の遂行に係る事項をまとめて記載する必要があるが、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を添付しつつ、必要に応じ当該規程等中の関係する規定を引用する方式で記載して差し支えない。

ウ　申請書の添付書類

法第14条第２項第４号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、上記アのような体制が整備されていることを示すものをいい、例えば、次のようなものが該当する。なお、①の「必要な人員が必要な数だけ配置」されているか否か及び②の「必要な事務所その他の施設、ＩＴ機器その他の物品

[3] 差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、申請書や差止請求書においてファクシミリの番号を記載する必要がある（規則第７条第１号、第32条第１項第２号。規則第１条の３第２号参照）。仮に申請書にファクシミリ番号を記載していなかったとしても、その後ファクシミリ装置を用いて送受信する必要が生じた場合には、変更の届出をする必要がある（法第18条）。

等が確保」されているか否かについては、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第２項第３号）、業務規程に記載された差止請求関係業務の実施の方法等に照らしながら、判断する。

①　差止請求関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等にその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を添付したもの。

②　差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所その他の施設、ＩＴ機器その他の物品等が確保されていることを証する書類（賃貸借契約書又は使用許諾に係る契約書等の事務所の使用権限を明らかにする図書及び使用区域に関する図面等）

③　業務規程及びこれに添付された関連する規程等

（４）理事及び理事会（法第13条第３項第４号関係）

ア　法第13条第３項第４号イ関係

法第13条第３項第４号イ(2)に規定する「差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の執行に係る事項の決定のうち、法第23条第４項各号に規定する行為（規則第17条第15号に規定する行為を除き、かつ、適格消費者団体が行うものに限る。）を差止請求に係る相手方又は裁判所等に対し行うかどうかの決定をいい、消費者被害情報収集業務及び差止請求情報収集提供業務の執行に係る事項の決定を含まない。

「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても「委任」に該当する。また、特定の事業者からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をするなどの場合については、後記５（３）イ①に記載するとおりとする。

イ　法第13条第３項第４号ロ関係

各理事が、ある法人の役職員であるとともに別の法人の役職員を兼職している場合など、当該各理事の関係する事業者（規則第８条第３項第４号）が複数ある場合には、その全ての事業者が、法第13条第３項第４号ロに掲げる要件の判定の対象になる。

また、各理事の関係する事業者が２以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種が同号ロ（２）の「同一の業種」であるかどうかの判定の対象になるが、主要な事業が属する業種とは、過去１年間の収入額又は販売額に照らして主要なものと認められる第１順位及び第２順位の業種（第２順位の業種に係る収入額又は販売額が当該事業者の総収入額又は総販売額のうちに占める割合が10分の２以下である場合には、第１順位の業種）とする。

同号ロ後段に規定する「第二号に掲げる要件に適合する者」には、そ

の目的、活動実績が当該要件に適合する消費者団体（法人格を有すると否とを問わない）や、地方公共団体（その職員等のうち、消費生活相談に応ずる業務を主たる業務とする組織として条例、規則等に基づき地方公共団体に置かれる消費生活センターその他の組織に置かれる消費生活相談員のみが申請者の理事となっている場合における当該地方公共団体）が該当する。

ウ　その他

規則第２条第５項及び第３条第２項に規定する「責めに帰することができない事由」とは、真に予測不可能な事態が生じたことにより法第13条第３項第４号ロ(1)又は(2)の要件に反することとなった場合をいい、例えば、理事が急に死亡したことにより同号ロ(1)又は(2)の要件に反することになった場合などが該当する。

エ　申請書の添付書類

法第14条第２項第６号の書類のほか、法第13条第３項第４号イの要件の具備については、定款（法第14条第２項第１号）により、法第13条第３項第４号ロの要件の具備については、理事の構成が法第13条第３項第４号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないことを説明した書類（規則第８条第３項第４号）により、審査する。なお、法第14条第２項第６号イの「職業」については、勤務先（兼職先）、当該勤務先における役職等を具体的に記載するものとする。

（５）差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第13条第３項第５号関係）

ア　法第13条第３項第５号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」場合とは、差止請求関係業務（差止請求権を行使する業務、消費者被害情報収集業務、差止請求情報収集提供業務）を法の規定に適合して行うことができる知識経験をいい、個々の役員、職員又は専門委員等についてではなく、一つの団体としての申請者につき、差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、専門的な知識経験を有すると認められることが必要である。なお、専門的な知識経験は、差止請求関係業務を適正に遂行することができるものでなければならないことから、例えば、専門委員が、消費生活相談に応じる業務に従事する者、弁護士又は司法書士等として遵守すべき規範を逸脱して業務を行っているような場合は、当該専門委員が置かれていることは、専門的な知識経験を有するか否かの判断に当たって、考慮に入れないものとする。

組織その他の体制全般については法第13条第３項第３号に規定しているところであるが、このうち、同項第５号に規定する「人的体制」については、検討部門が同号に明記されている要件に適合するほか、①検討部門以外の差止請求関係業務の実施に係る各組織（機関又は部門その他の組織）においても、当該各組織が分担する業務の適正な遂行に必要な専門的な知識経験を有する者が適切に配置されていること（具体的には、ａ．消費者被害情報収集業務及び差止請求情報収集提供業務に携わる人

員として、消費生活相談やいわゆる110番活動など類似の業務に一定期間以上携わった経験を有する者や消費者団体訴訟制度に精通した者が、ｂ．理事会及び理事、監事及び職員には、消費者団体訴訟制度に精通した者が、業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれていること）、②業務内容が専門的見地から一定水準に保たれるよう、処理要領・マニュアルが作成されているか否か、役員、職員及び専門委員に対する研修体制が整備されているか否か等を総合的に考慮して判断する。なお、検討部門においては、同項第５号イに掲げる者（消費生活の専門家）及び同号ロに掲げる者（法律の専門家）がそれぞれ業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれている必要があるが、当該専門委員が随時検討に参画することが確保されていれば足り、申請者に雇用されているなど常駐していることまで要するものではない。

イ　規則第４条第２号に規定する「消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者」とは、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）若しくは地方公共団体の消費生活センター等又は適格消費者団体その他の継続的に消費生活相談を行っている団体において、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して１年以上の者をいう。

　規則第４条第３号に規定する「前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの」とは、例えば、消費者団体において、事務職員としての勤務が相当期間に及ぶ者や、消費者向けパンフレットや商品説明書等の作成に携わるなど消費生活相談以外の消費者の利益の擁護に関する活動に従事し、消費生活に関する事項について専門的な知識経験を十分有していると認められる者が該当する。

ウ　規則第５条第４号に規定する「前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの」とは、例えば、裁判官又は検察官であった者等が該当する。

エ　申請書の添付書類

　（３）ウ①に規定する組織図等、業務規程（「役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」（規則第６条第３号）及び「検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置…（中略）･･･に関する事項」（規則第６条第１号ニ）を記載した部分）の添付を必要とするほか、差止請求関係業務に関する処理要領やマニュアル、役員、職員及び専門委員に対する研修体制を示す書類等があればこれらを添付するものとする。規則第８条第３項第５号に規定する「専門委員が第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、規則第４条第１号及び第２号に関する書類としては、例えば、これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し及び従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当し、規則第４条第３号に関する書類としては、例えば、

消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当する。規則第５条第３号に関する書類としては、例えば、大学が作成する在職証明書等が該当する。

（６）経理的基礎（法第13条第３項第６号関係）

ア　意義

法第13条第３項第６号に規定する「経理的基礎」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないが、当該団体の規模、想定している差止請求訴訟の件数など差止請求関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、差止請求関係業務による支出が当該業務に係る収入を大きく上回ると見込まれる場合における差止請求関係業務以外の業務による収入による補填の見込み、関連する法人や個人が当該団体に対して補填又は寄附を約している状況、オンラインの利用や他の適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み等を総合的に考慮し、差止請求関係業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを判断する。既に債務超過状態に陥っている場合は、債務超過の額、債務の支払期限、債務超過状態に陥った原因、債務超過状態を解消する見込み等も踏まえて、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有しているか否かを判断するものとする。債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合も、同様とする。

イ　申請書の添付書類

法第14条第２項第８号に規定する書類としては、以下の①及び②が該当する。

①　認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び申請者の法人の区分に応じた以下の書類又はこれらに準ずるもの

（ⅰ）　特定非営利活動法人　特定非営利活動促進法における活動計算書（同法第27条第３号）

（ⅱ）　一般社団法人又は一般財団法人　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）における損益計算書（同法第123条第２項。同法第199条において準用する場合を含む。）

※　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の公益認定を受けている場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書であって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の公益認定を受けている者が作成したもの（規則第８条第２項）

②　認定後３年間における収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外

の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類

なお、②の収支見込み等は、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第２項第３号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第２項第10号）と整合性が図られている必要がある。

（７）差止請求関係業務以外の業務（法第13条第３項第７号及び第29条第１項関係）

ア　意義

法第13条第３項第７号に規定する「支障を及ぼすおそれ」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務以外の業務（被害回復関係業務も含む。以下アにおいて同じ。）に人員や経費の配分を集中したり、社会的に妥当でない業務を行って社会的信頼性を失うなどのことにより、適正な差止請求関係業務の遂行をすることができなくなるおそれがある場合をいい、当該適格消費者団体が遂行しようとしている差止請求関係業務及び差止請求関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断する。

また、差止請求関係業務以外の業務の社会的妥当性については、次のような点に留意して審査することとする[4]。

①　当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。

②　適格消費者団体の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものではないこと。

③　暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。

④　適格消費者団体としての社会的信用を損なうものではないこと。

イ　申請書の添付書類

差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第２項第３号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第２項第10号）については、それぞれ、予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等をできる限り具体的に記載しなければならない。

（８）業務規程の記載事項（法第13条第４項関係）

法第13条第３項第３号の業務規程には、同条第４項及び規則第６条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。

ア　差止請求関係業務の実施の方法に関する事項

[4] なお、法第13条第３項第７号の規定が適格消費者団体の認定の段階で「支障を及ぼすおそれ」の有無を抽象的に判断するのに対し、法第29条第１項の規定は、認定後の実際の活動状況に照らし現に支障が生じているか否かを具体的に判断するものである。

(ｱ) 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項

規則第６条第１号イに規定する「不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項」とは、消費者の被害に関する情報を分析して差止請求の要否及びその内容について検討を行い、差止請求権の行使について決定をする方法などに関する事項が該当する。

(ｲ) 消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項

規則第６条第１号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、消費者契約の条項の開示要請（法第12条の３）、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等（法第12条の４）及び資料開示要請等（景表法第35条）の要否について検討を行い、これらの要請を行うことを決定する方法、一般消費者からの情報の収集の方法（消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法）や、当該適格消費者団体の会員からの情報の収集の方法、他の適格消費者団体との情報交換に関する方法に関する事項などが該当する。

(ｳ) 差止請求情報収集提供業務の実施の方法に関する事項

規則第６条第１号ハに規定する「差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第12条の５）を行う方法及び差止請求権の行使の結果に関する情報を提供する基準と方法に関する事項をいう。前者については、差止請求に係る相手方の対応等を踏まえ、差止請求に係る講じた措置の開示要請の要否について検討を行い、開示要請を行うことを決定する方法などに関する事項が該当する。後者については、法第39条第１項の規定により消費者庁長官が公表する対象以外のものに係る情報提供の扱いを含めて、情報提供に係る基準及び方法（例えば、ある事案における差止請求権の行使の状況に関し、収集された情報の数、内容、差止請求に係る相手方の対応状況、主な証拠関係等を斟酌した一定の合理的な基準に基づき、一定の時点で一定の内容をホームページ上の掲載事項とすること）などが該当する。

(ｴ) 検討部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置等に関する事項

規則第６条第１号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」とは、例えば、当該役員等が現在及び過去２年の間に差止請求に係る相手方である事業者等の役員又は職員である場合や当該差止請求に係る相手方と取引関係を有している場合などが該当し、特別の利害関係を有する場合の「措置」とは、例えば、当該役員等の理事会等その他の機関又は部門における議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止に係る措置などが該当する。

規則第６条第１号ニに規定する「業務の公正な実施の確保に関する措置」には、理事が事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求

に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営み又はこれに従事するものである場合、適格消費者団体が差止請求権の行使に関し理事との間で当該行使に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合その他の理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合における上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置が該当する。

(ｵ) 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項

規則第６条第１号ホに規定する「適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項」とは、適格消費者団体の認定を受けていない者が適格消費者団体になりすまして差止請求関係業務に類似した行為をした場合の弊害が著しいことにかんがみ、適格消費者団体が差止請求関係業務を行うに際し、適格消費者団体であることを疎明する方法を業務規程において定めるべき事項としたものであり、その方法としては、例えば、差止請求関係業務を行うに際し、差止請求に係る相手方からの請求があった場合には、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定をした旨を通知する書面（法第16条第１項）の写しを提示することなどが該当する。

イ　適格消費者団体相互の連携協力に関する事項

規則第６条第２号に規定する「適格消費者団体相互の連携協力に関する事項」とは、例えば、消費者の被害に関する情報の共有や差止請求権の行使の状況に関する意見の交換等に関する基準及び方法に関する事項が該当し、法第23条第４項の通知及び報告の方法に関する事項（具体的には、規則第13条に規定する書面によってするか、規則第15条に規定する電磁的方法を利用する措置によってするか）並びに規則第17条第15号に規定する行為に係る通知及び報告の方針に関する事項（具体的には、どのような行為について通知及び報告の対象とするか）が含まれていなければならない。

ウ　差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

規則第６条第３号に規定する「差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」とは、（３）アに規定したとおり、①具体的な機関又は部門その他の組織の設置及びこれらの組織に係る人員の配置の方針に関する事項、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する者に関する事項等（役員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法、任期及び再任についてなど）が記載されていなければならない。

エ　情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第６条第４号に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うこ

とのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、服務規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。

なお、上記の事項に関しては、法第24条に規定する消費者の被害に関する情報の取扱いとの関係で、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合において、当該消費者から同意を得る方法を規定し（その際、当該情報の利用方法に関し、将来、訴訟等で利用される可能性があることや、適格消費者団体相互の連携協力を促進する観点から、他の適格消費者団体に提供することがあり得ること等について情報提供者である消費者に説明したうえ、包括的に同意を得ることも差し支えない。）、また、法第25条に規定する秘密保持義務との関係で、適格消費者団体の役員、職員又は専門委員との間で、在職中及び退職後も差止請求関係業務に関して知り得た秘密を保持する旨の契約を締結するなどの措置を講ずることが望ましい。

オ　帳簿書類の管理に関する事項

規則第６条第５号に規定する「帳簿書類の管理に関する事項」とは、帳簿書類の作成及び保存に関し、その方法及び責任者の設置に関する事項をいう。

カ　法第31条第２項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項

規則第６条第６号に規定する「法第三十一条第二項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項」とは、当該書類を備え置く場所及び方法並びに閲覧等の請求の方法及び費用に関する事項をいう[5]。

（９）暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第13条第５項第３号関係）

法第13条第５項第３号に規定する「支配する」とは、議決権を背景として当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしている場合のみならず、融資（間接融資を含む。）、人材派遣、取引関係等を通じて当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしていると認められる場合を含み、実質的に判断する。

３　有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第２項、第19条第３項関係及び第20条第３項関係）

有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第17条第６項、第19条第６項関係及び第20条第６項により準用する法第13条の認定の審査基準による。ただし、有効期間の更新の際に法第17条第６項において準用される法第13条第３項第２号の「相当期間」については、当該更新がされる前の認定の有効期間の全ての期間とする。

なお、有効期間の更新の際に法第17条第６項において準用される法第13条

[5] 電磁的記録により備え置き、電子メール等の電磁的方法により、請求を受け、提供することを基本とする。

第３項第６号の経理的基礎に係る要件を満たしているか否かは、直近の認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込み（法第14条第２項第８号、２（６）イ）や事業報告書に記載された翌事業年度の収支の見込みと実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある。

４　差止請求関係業務等

（１）他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第４項関係）

ア　法第23条第４項に規定する「その内容」については、同項第１号から第３号までに掲げる場合には、差止請求に係る相手方の氏名又は名称、請求の要旨及び紛争の要点並びに請求の年月日が含まれていなければならないこととし、同項第８号に掲げる場合には、当該訴訟又は仮処分命令に関する手続が終了した事由が含まれていなければならないこととする。また、規則第17条第15号に掲げる場合には、当事者がした攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為の概要が含まれていれば足りるものとする。

イ　法第23条第４項第９号に規定する「協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき」とは、適格消費者団体からの差止請求に対し、当該差止請求に係る相手方が明示的に回答等をした場合をいい、例えば、適格消費者団体が改善の申入れをしたところ、相手方が何ら回答等をせず自主的に改善をするなどの対応をした場合は該当しない。なお、この場合（相手方の手続に係る行為）も、任意に行う通知及び報告に係る規則第17条第15号に規定する行為には該当し得る。

ウ　規則第13条第２項に規定する「その内容を示す書面」には、同項に掲げる書面のほか、例えば、内容証明郵便その他の書面によって法第23条第４項第２号に規定する差止請求をした場合の当該書面、口頭によって法第23条第４項第２号に規定する差止請求をした場合の請求内容を記載した書面、規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」としての証拠の申出に関する書面、同号に規定する「その他の差止請求に関する手続に係る行為」として書証を提出した場合における書証等が該当する。

エ　規則第13条第３項第３号に規定する「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」とは、当事者間で実質的な合意が成立し、最終的に和解に係る電子調書、調停調書又は仲裁法第38条第３項に規定する決定書に記録又は記載される見込みの内容をいい、差止請求の対象とされた相手方の行為及びこれに関する当事者間の合意の内容及び当該合意の履行を確保する方法に関する事項が含まれていなければならないこととする。

オ　適格消費者団体が規則第15条第１項に規定する措置を利用して情報を記録する場合において、規則第13条第２項の内容を示す書面に記載された事項を記録する際は、当該書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装

置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を記録するほか、当該書面に記載されている事項と同一の内容に係る電磁的記録を記録するなどの方法により、当該書面に記載されている事項を正確に記録しなければならない。

カ　規則第17条第14号に規定する「請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了」とは、例えば、和解又は調停の無効確認の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解が無効であることを理由とする期日指定の申立て又は訴訟の終了宣言、和解又は調停が無効であることを理由とする請求異議の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解を解除したことを理由とする訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定等が該当する。

キ　規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」とは、本案の申立てを基礎づけるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張と証拠の申出が該当する。これらに関する通知及び報告は、適格消費者団体が業務規程に定める方針（規則第６条第２号。上記２（８）イ参照）に基づき、適格消費者団体が適当と認める限りにおいてされていれば足りるものとするが、適格消費者団体が準備書面や証拠を提出した場合など、当該差止請求に関する手続に係る適格消費者団体による行為のうち一定のものについては、業務規程において通知及び報告の対象として規定するのが法第23条第４項の規定の趣旨からは望ましい。

（２）消費者の被害に関する情報の取扱い（法第24条関係）

法第24条に規定する消費者の同意を得る方法としては、例えば、苦情相談が寄せられた際に、情報の提供者たる消費者に対し、情報の利用目的等を説明したうえで同意を得ることや、情報提供者の名簿を作成しておき、実際に訴訟等で使用する段階で同意を得ることなどが考えられる。

（３）秘密保持義務（法第25条関係）

法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」とは、差止請求関係業務を遂行する過程で知り得た秘密（一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）をいい、例えば、差止請求権の行使に必要な消費者被害に関する情報収集等を行う過程で知り得た消費者の一身上の秘密や家計経済上の秘密が該当する。これに対し、隣家や飲食店等でたまたま見聞した事項のような差止請求関係業務とは無関係に知り得た事項は該当せず、また、差止請求に係る相手方の不当な行為に関する事項についても、当該相手方が他に知られないことにつき相当の利益を有するものとはいえず、該当しないと考えられる。

同条に規定する「正当な理由」としては、例えば、秘密の主体である本人が承諾した場合や、法令上の義務に基づいて秘密事項を告知する場合が該当するほか、事業者による不当行為がまさに行われようとしている場合に近接する他の適格消費者団体に当該不当行為に係る重要な消費者被害に関する情報を提供するなど、緊急に必要な個別具体的な事情がある場合も

該当し得る。また、適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第81条第４項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。

（４）情報の提供（法第27条関係）

差止請求に係る判決等の情報の提供を行うに当たっては、消費者のプライバシーの侵害のおそれ等がある場合を除き、当該判決等の概要のほか、当該判決等の内容についても、個人情報等の取扱いに留意した上で、消費者が理解しやすい方法で提供するようにすることが望ましい。このほか、消費者の被害の防止及び救済に資するために必要な情報の提供を行う場合において、当該情報に他の者の業務に関する情報が含まれているときは、当該他の者の業務が適格消費者団体の業務と誤認されることのないように留意することが望ましい。

（５）財産上の利益の受領の禁止等（法第28条関係）

法第28条第１項から第４項までに規定する「その差止請求権の行使に関し」とは、当該適格消費者団体による差止請求権の行使の適正及び制度の信頼性に影響を及ぼしうる場合をいい、例えば、適格消費者団体が、差止請求権の行使に係る個別事案とは関係なく寄附金を受領することや、不当な行為をしていた相手方との間で、それによって得た利得を個々の消費者に返還したり、消費者に対する支援活動を行う者に拠出するよう合意することは該当しない。

５　監督

（１）帳簿書類（法第30条関係）

ア　法第30条に規定する帳簿書類は、書面のほか、電磁的記録媒体により作成又は保存をすることができるものとする。

イ　規則第21条第１項第１号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求権を行使した事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が時系列的に記載されていなければならない。

①　交渉の相手方の氏名又は名称

②　事案の概要及び主な争点

③　交渉日時（法第41条第１項に規定する書面を発送した場合の発送日を含む。）、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）

④　交渉担当者（同席者等を含む。）

⑤　交渉内容及び相手方の対応

ウ　規則第21条第１項第２号に規定する「当事者となった場合」とは、適格消費者団体が法的手続を起こした場合と起こされた場合の双方を含む。同号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が法的手続の当事者となった場合ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

なお、第１号（上記イ関係）の相手方との交渉を経て、第２号の訴えの提起等に至った場合には、その旨⑥の冒頭に付記するものとする。

①　訴え提起等の相手方の氏名又は名称
②　事案の概要及び主な争点
③　法的手続の種類
④　訴え提起等の日
⑤　係属裁判所（部）
⑥　訴え提起等後の経緯及び結果

エ　規則第21条第１項第３号（消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の３及び第12条の４並びに景表法第35条に基づく事業者等に対する要請に係る業務を除く。）及び第４号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務）に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

①　当該業務をした日時、場所及び方法
②　当該業務をした結果

規則第21条第１項第３号（消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の３及び第12条の４並びに景表法第35条に基づく事業者等に対する要請に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が事業者等に対する要請を行った事案ごとに作成され、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

①　要請の相手方の氏名又は名称
②　要請を行った日時及び方法
③　要請の理由及び要請内容の概要
④　要請後の経緯及び結果

規則第21条第１項第４号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報収集に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第12条の５）を行った事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。なお、第１号（上記イ関係）の相手方との交渉又は第２号（上記ウ関係）の訴え提起等を経た結果、相手方が差止請求に係る措置をとる義務を負い、講じた措置の開示要請に至った場合には、その旨④の冒頭に付記するものとする。

①　開示要請の相手方の氏名又は名称
②　相手方が負う義務の内容
③　開示要請を行った日時及び方法
④　開示要請の内容の概要

⑤　開示要請後の経緯及び結果

オ　規則第21条第１項第５号に規定する「関係資料」とは、例えば、第１号に規定する帳簿書類（上記イ関係）との関係では、差止請求に係る相手方との交渉の際の手控えのうち交渉の経過が分かる主要なもの、第２号に規定する帳簿書類（上記ウ関係）との関係では、適格消費者団体が訴訟の当事者となった場合の訴状、準備書面その他の関係する法的手続の記録一式、第３号及び第４号に規定する帳簿書類（上記エ関係）との関係では、業務の概要が分かる主要な手控え等が該当する。

カ　規則第21条第１項第７号に規定する「会計簿」とは、適格消費者団体の資産及び負債並びに収入及び支出に関する取引を記載したものをいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、精算表等の書類が該当する。また、領収書などの証憑書類については、できる限り分類して保存しておくことが望ましい。

キ　規則第21条第１項第８号に規定する「会費、寄附金その他これらに類するもの」（会費等）とは、法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか、定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき納入等されるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい、「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称の如何を問わない。同号に規定する帳簿書類は、会費等について、同項第７号に規定する会計簿とは別途、同項第８号に規定する内容の明細を記録したものをいう。

なお、同号ロに規定する「寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないもの」とは、例えば、シンポジウムの会場において募金箱を設置する、寄附者が明らかにならないクラウド・ファンディングを利用する等の寄附金を募集する方法の性質上、寄附をした者を適格消費者団体が知ることができない寄附金をいう。このような寄附金は、寄附金を受け入れた時点における事業年度中の総額が前事業年度の収入の総額の10分の１を超えない限度において受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金を集めた方法及びその金額を記録すれば足り、10分の１を超える可能性がある場合には、寄附をした者を知ることができない方法により寄附を募集してはならない。

ク　規則第21条第１項第９号に規定する帳簿書類は、法第28条第１項各号に規定する財産上の利益の受領について、規則第21条第１項第７号に規定する会計簿とは別途、作成されたものをいう。

（２）財務諸表等（法第31条第１項及び第４項関係）

適格消費者団体は、毎事業年度終了後３か月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表、活動計算書又は損益計算書（法第14条第２項第８号）及び事業報告書）を作成しなければならない。法人の区分に応じて作成される活動計算書又は損益計算書は、法第29条第２項に規定するところにしたがい、区分して作成しなければならない。また、法第28条第１項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況

が明瞭に記載されていなければならない。

また、法第31条第１項に規定する事業報告書には、翌事業年度の収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないものとする。

法第31条第４項に規定する「正当な理由がある場合」とは、例えば、同一の請求を合理的な理由もなく繰り返すなど、当該請求が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該適格消費者団体に損害を加える目的でされる場合や、請求が集中することにより当該適格消費者団体の業務活動に支障が生ずるなどの場合が該当する。

（３）不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

ア　不利益処分等の選択等の基準

適格消費者団体に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告若しくは立入検査（法第32条）、適合命令若しくは改善命令（法第33条）又は認定の取消し（法第34条）の別を決するものとするが、下記ウ(ｱ)の場合を除き、適合命令又は改善命令によって是正が図られる場合には、原則としてそれらの命令を発し、それでも是正が図られないときに認定の取消しを選択するものとする。

また、報告若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は認定の取消しを実施した場合には、法令違反又はそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ、消費者庁のウェブサイトに公表することとする。

イ　適合命令及び改善命令（法第33条関係）

法第33条第２項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①　理事会及び理事に関し法第13条第３項第４号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もっとも、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）

②　適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差

止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合

③　消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合

④　適格消費者団体が国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して差止請求関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合

⑤　国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合

⑥　適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、景表法に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から１年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

⑦　適格消費者団体は、法又は景表法に基づき、事業者等に対して、消費者契約の条項の開示要請、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請、差止請求に係る講じた措置の開示要請及び資料開示要請を行うことができ、事業者等はこれに応じる努力義務を負うところ（法第12条の３から第12条の５まで及び景表法第35条）、およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法又は景表法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求めるなど、法第12条の３から第12条の５まで又は景表法第35条の規定の趣旨に反する行為をする場合

ウ　認定の取消し（法第34条第１項及び第２項関係）

(ｱ)　法第34条第１項各号に掲げる事項に該当する場合のうち、以下の場合には、原則として直ちに認定を取り消すこととする。

①　偽りその他不正の手段により第13条第１項の認定、第17条第２項の有効期間の更新又は第19条第３項若しくは第20条第３項の認可を受けた場合

②　暴力団員等と知りつつ適格消費者団体の業務に従事させ、又は業務の補助者として使用した場合

③　不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められる場合

④　適格消費者団体が法第28条第１項の規定に違反した場合

(ｲ)　不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行（法第34条第１項第４号関係）

(a) 不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解

法第34条第１項第４号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」とは、適格消費者団体が差止請求に係る相手方と通謀し、不特定かつ多数の消費者の利益の観点からは本来譲歩すべきでない重要な事項であることが関係証拠等により明らかであるにもかかわらず敢えて一方的に譲歩して和解をした場合や、差止請求に係る相手方との通謀はなくても、本来譲歩すべきでない重要な事項であることを関係証拠等により認識しながら敢えて一方的に譲歩して和解をした場合をいい、例えば、ある勧誘行為又は契約条項について、差止請求に係る相手方から見返りとなる譲歩が得られないにもかかわらず、敢えて消費者契約法上明らかに不当な勧誘行為又は契約条項に該当するものに変更する内容の和解等が該当する。

なお、適格消費者団体は民事実体法上の差止請求権を固有に有するものであり、紛争の早期解決の観点から差止請求に係る相手方と任意に交渉し和解をすることは当然に可能であり、和解とは当事者双方の互譲に基づき成立するものであることから、適格消費者団体が差止請求をし、真摯な折衝の結果として請求内容の一部を譲歩したとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するものではない。また、和解は請求の対象以外の事情をも考慮してされることもあることにかんがみると、部分的には消費者に有利とはいえない内容を含むものであっても、当該請求の対象以外の事情をも含めて全体として見れば不特定かつ多数の消費者の利益の擁護に資する和解も想定されるが、このような場合は「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するとはいえない。

(b) 不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行

法第34条第１項第４号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」とは、差止請求に係る相手方と通謀し、又はそうでなくても不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行であることを認識しながら敢えて消費者に不利な訴えの提起、陳述、証拠の提出等の訴訟等の追行をした場合をいい、例えば、次のような場合が該当する。なお、適格消費者団体が事業者等に対して差止請求をし、真摯な訴訟等の追行の結果、敗訴するなどしたとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」に該当するものではない。

① 重要な争点について、消費者に不利な虚偽の陳述をすること。
② 差止請求に係る訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当該訴訟を終結させること。
③ 消費者に不利な証拠を新たに作出したり、消費者に明らかに有利で重要な証拠を改ざんして不利な証拠として提出すること。
④ 重要な争点について、証人に対し、虚偽の証言をさせること。

⑤　事業者等によって提起された適格消費者団体に対する差止請求権不存在等確認請求の訴えにおいて、相手方と通謀して請求原因事実を認める旨の答弁書を提出して欠席すること。

⑥　当該差止請求権を根拠付ける重要な事実関係を仮装して差止請求に係る訴えを提起すること。

(c)　法第23条第４項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで同項第10号に規定する行為をしたとき（法第34条第２項）

和解に関し、法第34条第２項の規定により、内閣総理大臣が適格消費者団体について法第34条第１項第４号に掲げる事由があるものとみなすことができるのは、当該適格消費者団体が４（１）エにいう「合意の内容」に関する事項について通知又は報告をしなかった場合とする。

(ｳ)　強制執行に必要な手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する場合（法第34条第１項第５号、第35条第５項第１号関係）

法第34条第１項第５号に規定する「当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」及び法第35条第５項第１号に規定する「当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」とは、法第１２条の２第１項第２号本文の確定判決等が存するにもかかわらず相手方が当該確定判決等に従わない場合において、適格消費者団体又は指定適格消費者団体が法第12条の２第１項第２号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続をとることが可能であるにもかかわらず、他の手段を講ずることもなく敢えて怠っている場合をいう。なお、この場合においても、内閣総理大臣は、上記アの趣旨に従い、原則として当該適格消費者団体に対し強制執行に必要な手続をとるよう改善命令をしたうえ、これに従わない場合に認定を取り消すこととする。

（４）差止請求権の承継に係る指定等（法第35条関係）

法第35条第１項及び第６項の規定に基づく適格消費者団体の指定は、当該適格消費者団体の活動、組織及び経理的基礎等の状況により、同条第４項第２号に規定する従前の適格消費者団体との差止請求関係業務に係る活動状況や活動地域の類似性をも勘案し、当該従前の適格消費者団体が当事者である法第12条の２第１項第２号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続を適正にすると認められるものに対してすることとする。

法第35条第５項第１号に規定する「当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」については、上記（３）ウ(ｳ)と同様である。

６　政党又は政治的目的のための利用（法第36条関係）

ア　趣旨

適格消費者団体の活動が、消費者全体の利益擁護という公益的性格を持

つものであることから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政党又は政治的目的のための利用を禁止したものであり、いやしくも適格消費者団体としての活動が選挙運動等に利用されることがあってはならない。

イ　規律

「政党のための利用」とは、特定の政党を支持し、又はこれに反対することをいう。

「政治的目的のための利用」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政策の提言や意見の表明であっても特定の政党や特定の候補者の支持等上記の禁止行為と同視できるものをすることをいう。

ここで、「政治的団体」とは、「政党」以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。また、特定の政党又は特定の政治的団体を「支持し又は反対する」とは、特定の政党又は特定の政治的団体につき、それらの団体の勢力を維持拡大するように若しくは維持拡大しないように、又はそれらの団体の有する綱領、主張、主義若しくは施策を実現するように若しくは実現しないように又はそれらの団体に属する者が公職に就任し若しくは就任しないように影響を与えることをいう。

ウ　政策の提言や意見の表明の取扱い

政策の提言や意見の表明のうち、消費者団体訴訟制度に関する制度の改善・運用の改善等に関する提言等は法第36条の規定によって制約されるものではない。

このほかの政策の提言や意見の表明については、法第36条の規定によって直ちに制約されるものではないが、特定の政党や特定の候補者等からの指示又は委託を受けて当該政策の提言や意見の表明を行っているなど、特定の政党や特定の候補者の支持又は反対等と同視できるような場合であれば、同条の禁止行為に該当する。

エ　法第36条の規定に違反する場合等の取扱い

既に法第13条第１項の認定を受けた適格消費者団体が法第36条の規定に違反する場合には、適合命令及び改善命令など不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条）の対象となるほか、認定の申請の段階で、当該申請者が法第13条第５項第５号に規定する「政治団体」そのものには該当しなくても、当該申請者が特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者から多額の融資を受け活動資金を依存している場合、その指揮命令下にある人物が役員、職員若しくは専門委員の大半を占め当該申請者の意思決定又は業務執行を実質的に決定している場合その他特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者が当該申請者の意思決定又は業務執行に重大な影響を及ぼしていると認められる場合には、認定をしないものとする。

7　公表する情報（法第39条第２項関係）

法第39条第２項の規定により内閣総理大臣が公表する情報は規則第29条各号に掲げられている情報である。ここで、規則第29条に規定する「その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるとき」とは、例えば、弁護士など専門的な知識経験を有する者に業務を委託した場合において、委託を受けた者に支払った報酬の額を公表することにより、その者の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときをいう。この場合には、匿名で公表するものとする。

８　手続のオンライン化

ア　以下の手続については、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成21年内閣府令第60号）第４条の規定の例により、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に以下に規定する事項を内容とする情報を記録する措置であって、消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を消費者庁長官が受信することができる方式を使用する方法によって申請、提出又は届出（以下「申請等」という。）を行うことができる。

①　法第18条に規定する変更の届出
②　法第31条第５項に規定する書類の提出
③　法第17条第３項に規定する有効期間の更新の申請
④　法第13条第２項に規定する適格消費者団体の認定の申請
⑤　法第19条第４項に規定する合併の認可の申請及び法第20条第４項に規定する事業の譲渡の認可の申請

イ　添付書類のうちに、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると消費者庁が認める場合は、当該部分につき、別途送付の方法により提出することができる。この場合、当該部分以外の部分につきオンラインによる申請等を行った日から、１週間以内に提出しなければならない。